

防災ニュース 第16号



もしも被災したら!?

～ 知っておきたい公的支援制度 ～

皆様こんにちは。ご承知の通り全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。住居や家財などが被害を受けた時に助けとなるのが火災・地震保険ですが、生活再建に向けた様々な公的支援制度も用意されています。いざという時の備えとしてご紹介します。（出典：日立保険ニュース第62号）

【 どんな制度があるの？ 】

制度内容は、大きくは「給付」「減額・免除」「融資・貸付」「現物支給・現物貸与」に分類されます。

給付	被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金
減額・免除	所得税の雑損控除、所得税の災害減免、医療保険・介護保険の保険料・窓口負担の減免等、国民年金保険料の免除等
融資・貸付	災害援護資金、災害復興住宅融資、災害援護資金
現物支給・現物貸与	住宅の応急修理、公営住宅への入居、教科書等の無償貸与

ここでは、その中でも主な制度についてご紹介します。

1 被災者生活再建支援制度（問合せ先：都道府県・市町村）

政府が定める一定規模の自然災害により、住宅に被害を受けた場合に支援金を受け取れる制度です。次表の通り基礎支援金と加算支援金の2種類があります。

基礎支援金（使い道は自由）

被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円



加算支援金（再建方法に応じて支給）

再建方法	建設・購入	補修	賃貸（除、公営住宅）
支給額	200万円	100万円	50万円

※世帯人数が1人の場合は、各欄の金額の3/4。加算支援金は、住宅を一旦賃貸した後に建設・購入する場合は合計で200万円、補修する場合は合計で100万円

2 災害援護資金（問合せ先：市町村）

大きな災害により世帯主が負傷したり、住宅や家財が被害を受けた場合に、自治体からお金を借りられる制度です。生活再建のために活用できます。

	被害の内容	世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合
貸付限度額	当該負傷のみ	150万円	—
	家財の1／3以上の損害	250万円	150万円
	住居の半壊	270万円	170万円
	住居の全壊	350万円	250万円
	住居全体の滅失・流失	—	350万円

※利率は年3%以内。据置期間3年（特別の場合5年）。償還期間10年（据置期間含む）。世帯人数に応じた所得制限（1人は年220万円、2人は年430万円、3人は年620万円、4人は年720万円など）がある。

3 住宅の応急修理（問合せ先：都道府県・災害救助法が適用された市町村）

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力がない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するサービスです。市町村が業者に委託して実施します。修理限度額は1世帯あたり57.4万円（平成29年度基準）。災害救助法が適用された市町村において以下の要件を満たす方が対象です。

- （1）災害により住宅が半壊または半焼した方
- （2）応急仮設住宅等に入居していない方
- （3）自ら修理する資力の無い方（大規模半壊以上の世帯は資力不問）

【 どうしたら支援を受けられるの？ 】

被災者生活再建支援金を始め、災害時の各種支援を受けるには、必ず「罹災証明書」が必要になります。各地方自治体で発行しているので、被災したらできるだけ早く申請しましょう。

申請には、申請書や本人確認書などのほか、被害にあった住宅の写真などが必要になります。自治体によって必要なものが異なる場合もあるため、事前に確認してから準備しましょう。

万一被災して、何よりも困るのは家とお金です。生活再建にいち早く取り組むためにも、これらの公的支援制度の存在を知っておくことも有効な防災対策の一つと言えるでしょう。

被災から各種被災者支援制度活用までの流れ

